

第7回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和6年7月16日（火）

場 所 市役所4階 401大集会室

議事日程

議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について

（申請件数 1件）

議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

（申請件数 3件）

議案第3号 農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について

（申請件数 1件）

報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について

（申請件数 3件）

報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について

（申請件数 7件）

応召委員（13名）

1 番	荻野 光徳	2 番	乙幡 昇治
3 番	峰岸 豊	4 番	山田 伸一
5 番	比留間 望	6 番	宮崎 義憲
7 番	比留間孝明	8 番	大口 貴司
9 番	高橋 文雄	10 番	内野 一彦
11 番	中村眞由美	12 番	川口 広敏
13 番	加藤 武		

職務のために出席

した者（事務局）

事務局 長

事務局次長

事務局書記

前原 光智

井上 ひとえ

比留間 優

午後4時開会

議 長
（加藤 武君）

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第7回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は全員でございます。武蔵村山市農業委員会総

	会に関する規則第 6 条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。 それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
委 員	異議なし。
議 長 (加藤 武君)	異議なしと認め、1 番荻野光徳委員と 7 番比留間孝明委員以上 2 名の方をお願いいたします。 それでは、議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1 件あります。 それでは、事務局より説明いたさせます。
事 務 局 (井上ひとえ君)	それでは、御説明いたします。 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について 1 件の申請がございました。 申請番号 1 番、相続人及び被相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりでございます。地目は畑になります。 理由は、令和 5 年 1 0 月 2 7 日申請人の夫の死亡による相続であります。 なお、本申請に際しまして、峰岸豊委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書が添付され、相続人が適格者であり、また、特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がなされております。 以上でございます。
議 長 (加藤 武君)	ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。 それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。
8 番 (大口 貴司君)	本日、午後 1 時 5 0 分から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。 議案第 1 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」、1 件あります。 申請番号 1 番の農地でございますが、①及び②の農地は、作付け準備中でした。

議長
(加藤 武君)

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、承認してよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、峰岸委員。

3番
(峰岸 豊君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第1号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

それでは、事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは、御説明いたします。

議案第2号、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、3件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は

議長
(加藤 武君)

8 番
(大口 貴司君)

それぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成14年10月15日に相続し、前回調査は、令和3年7月15日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は①から③及び⑦から⑧は畑で、④から⑥は山林でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成11年10月28日に相続し、前回調査は、令和3年7月15日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成8年10月17日に相続し、前回調査は、令和3年7月15日になります。

以上でございます。

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告させていただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い、協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①及び②の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①と②の農地は、ブドウが栽培されておりました。③の農地はイチジクが、④の農地はウメ及びその他が、⑤と⑥の農地はミカンが、⑦の農地はブドウが栽培されておりました。また、⑧の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、作付け準備中でした。②の農地はサトイモが栽培され、一部作付け準備中でした。

議 長
(加藤 武君)

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第 2 号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

はい、内野委員。

10 番
(内野 一彦君)

2 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

3 番の申請地につきましては、私から説明させていただきます。現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は、証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農地利用集積計画の承認について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

議案第3号、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について、東京都農地中間管理機構である一般社団法人東京都農業会議から、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項」の規定に基づき、農用地利用集積計画策定の協力依頼が1件ございました。

御案内のとおり、農地中間管理事業につきましては、農地中間管理機構が申出のあった農地について借り受け、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行い、農業者に農地を貸し付け、農地の有効利用を図るものでございます。

申請番号1番、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者、土地の所在地、地積、地目につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

利用権の設定の期間につきましては、令和6年9月1日から令和11年8月31日までの5年間でございます。

なお、利用権の設定を受ける者については、八王子市の新規就農者でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を大口部会長に報告していただきます。

それでは大口部会長、よろしくお願いいたします。

8番
(大口 貴司君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①と②の農地は、作付け準備中でした。

現地は雑草が少々伸びているようでしたが、適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、八王子市の新規就農者の方で、問題はないと思われます。

以上のことから、議案第3号につきましては、承認してよろしいかと思います。

議長
(加藤 武君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荻野委員。

1 番
(荻野 光徳君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委員

なし。

議長
(加藤 武君)

御意見等ないので、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について」は、承認したいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(加藤 武君)

ありがとうございました。それでは議案第 3 号につきましては、承認することといたします。

次に、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、3 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(井上ひとえ君)

それでは御説明いたします。

報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」、3 件申請がございました。

本件は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届け出でございます。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的は、申請番号 1 番及び 2 番が一般住宅、申請番号 3 番が工場用地でございます。

以上でございます。

議長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

はい、大口委員。

8 番
(大口 貴司君)

1 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

2 番の届出地につきましては、私から報告させていただきます。現地を確認しましたが、特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。
他にございませんか。
はい、比留間望委員。

5 番
(比留間 望君)

3 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしくお願いします。

議 長
(加藤 武君)

他にございませんか。

委 員

なし。

議 長
(加藤 武君)

御意見等ないようですので、報告第 1 号「農地法第 4 条の規定に係る会長専決処理について」は終了します。
次に報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、7 件あります。
事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(井上ひとえ君)

それではご説明いたします。
報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」、7 件ございます。本件は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定に基づく届け出でございます。
譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。
転用目的につきましては、申請番号 1 番、3 番、4 番及び 7 番が一般住宅、申請番号 2 番及び 6 番が分譲住宅、申請番号 5 番が道路でございます。
以上でございます。

議 長
(加藤 武君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。
なお、1 番及び 6 番の届出地につきましては、私から報

9 番
(高橋 文雄君)

議 長
(加藤 武君)

6 番
(宮崎 義憲君)

議 長
(加藤 武君)

1 2 番
(川口 広敏君)

議 長
(加藤 武君)

委 員

議 長
(加藤 武君)

告します。

現地を確認して、特に問題はありませんでしたので、よろしく申し上げます。

他にございませんか。

はい、高橋委員。

2 番及び 7 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

はい、宮崎委員。

3 番及び 4 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

はい、川口委員。

5 番の届出地につきまして、現地を確認しております。特に、問題はありませんでした。よろしく申し上げます。

他にございませんか。

なし。

御意見等ないようですので、報告第 2 号「農地法第 5 条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、第 7 回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 2 5 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和6年7月16日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩